



平成 26 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 メディアスホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 池 谷 保 彦
(コード番号：3154)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 統 括 本 部 長 野 中 治 男
(TEL：03-3242-3154)

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 20 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

下線部が改定箇所となります。

記

＜内部統制システムの基本方針＞

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①行動規範の周知徹底を継続して行うと共に、コンプライアンス・ガイドラインを制定し、法令、定款、社内規程、社会通念及び企業理念等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、グループ全体の理解を深め、コンプライアンスを確保するための体制を構築する。
 - ②コンプライアンス体制を推進するために、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスク委員会」を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行い、その内容を取締役会及び監査役会に報告する。
 - ③取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
 - ④取締役は、社外で開催されるコンプライアンスに関する各種セミナー等に参加し、理解を高める。
 - ⑤コンプライアンスに係る通報機能及び相談機能を強化するため、子会社を含むすべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報制度であるヘルプライン「Kコール」を設置する。
 - ⑥当社グループは、市民社会に驚異を与える反社会的勢力とは、断固とした対応で、徹底的にこれを排除し、また付け入る余地を与えないよう配慮するよう、「反社会的勢力に対する基本方針」と定める。
当社グループにおける反社会的勢力排除体制としては、対応マニュアル等を制定し、所管部署を定め運用を行う。また、取引先との間で締結する「取引基本契約書」等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を織込む。
なお、所轄警察署や特殊暴力防止対策連合会等外部機関と連携し、不当要求防止責任者を選出・配置し、問題発生時には顧問弁護士を通じた社内体制を構築する。
 - ⑦他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて各子会社、各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適正性を確保する。
 - ⑧監査役と内部監査室は、毎週連絡会を開催し、連携をとり、情報の共有化に努め、相互に監査の効果を高める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ①取締役会等の議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ②取締役及び監査役は、取締役会及び稟議書等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①子会社を含めたコンプライアンス、災害、環境、情報セキュリティ等に係る個別のリスクについて、リスクカテゴリーごとに各部門が、それぞれ規程及びマニュアル等に従い、従業員に対する教育・指導を行うものとする。
- ②当社グループ全体のリスクの認識・リスクの発生の未然防止等の検討をコンプライアンス・リスク委員会にて行う。
- ③コンプライアンス・リスク委員会にて、リスクマネジメント上重要な課題を審議するとともに、各子会社及び各部門と連携をとりながら、グループ横断的見地から、リスク管理体制を整備する。
- ④他の業務執行部門から独立した内部監査部門による内部監査を実施する。内部監査を通じて、各子会社及び各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適正性を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。
- ②組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図る。
- ③その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の効率的な執行を確保する。

5. 当社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①「関係会社管理規程」を定め、子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を推進して、企業集団としての業務の適正性を確保する。
- ②当社が、子会社の管理部門における業務の一部を支援し、日常的に不正・誤謬の発生を防ぐ。
- ③当社の内部監査室は、代表取締役が承認した内部統制評価基本計画書に基づき各子会社及び各部門に対する監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会に報告する。
- ④子会社に対し、必要に応じて当社の規程、マニュアル等を提供すると共に管理・監督し、また必要に応じて教育研修を行う。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社グループの内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告は極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することはグループの社会的な信用維持・向上に資することを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。
- ②財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的な計画を報告年度単位に作成し、グループ全体で連携して、連結ベースの財務報告における内部統制の整備を進める
- ③財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、評価対象業務から独立し、かつ内部統制の整備及び評価に精通した内部監査室によって評価する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及び同使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役を補助するための使用人を置くことを求められた場合は、監査役直属とし、監査役の補助業務を行うために必要な専従担当者を置く。
 - ②他の業務を兼務する使用人が監査役の補助を行う場合には、以下の体制を構築する。
 - a. 監査役の使用人に対する指揮命令に関し、使用人の属する組織上の上長等の指揮命令を受けない事とする。
 - b. 使用人の人事異動（異動先を含む）・人事考課・懲戒処分に関する事項については、監査役の同意を得てから行う。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受ける。
 - ②前記の重要な会議に付議されない重要な決裁書及び報告書等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受ける。
 - ③取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく、監査役に報告する。
 - a. 法令、定款、コンプライアンス・ガイドラインその他の社内規程に違反する重大な事項
 - b. 内部監査室が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
 - c. 会社に著しく損害を及ぼす恐れがある事項
 - d. 当局検査及び外部監査の結果、当局等から受けた行政処分等の事項
 - e. その他業務遂行上必要と判断した事項
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役会は、監査役監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とした規則を定める。
 - ②代表取締役は、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について、監査役と定期的に意見の交換を行い、相互の認識を深めるよう努める。

以 上